軽井沢町議会「通年議会制導入」の経過

○先進地視察

平成21年1月、全国初の通年議会制を導入した「北海道 白老町議会」等を

議会運営委員会で行政視察。本会議がいつでも再開できるなど議会が主体性、機動性を高めることができる通年議会の導入について機運が高まる。

○議会改革検討特別委員会の設置

　こうした中、「開かれた議会」「信頼される議会」を目指し、議会に求められている役割、機能、さらなる充実の強化を図るための検討や新たな活性化を図る方策の検討など、『今後の議会にあるべき方向性を探る』ため、軽井沢町議会委員会条例第５条の規定により、７名の委員で構成する議会改革検討特別委員会を設置した。（平成２１年６月８日設置）

　当特別委員会の検討事項として、「通年議会の実施」「議会基本条例の制定」を軸に下記個別事項について検討を進めていくこととなった。

・通年議会の実施

・議会基本条例の制定

・議決事件（基本計画）の追加（法９６条第２項関係）

・自由討議（議員相互の討議）

　　 ・一般会議（町民との意見交換）

　　 ・情報公開のあり方（パブリックコメント制度の検討）

　※　議会だよりで随時報告

○通年議会制の導入に向けて

・平成２１年１０月２日の議会改革検討特別委員会（第４回）で、通年議会実施について検討していくことを決定。

* 議員・理事者への説明経過

・H21.10.27　 全員協議会（通年議会制の導入について）　・・・資料１

　　　特別委員会の考え方等について説明（全員の了承得る）

　・H21.12.11 　理事者側に通年議会実施について説明

・H22.1.27　 理事者側より通年議会の実施に対する要望事項提示

　　　・H22.2.12　 要望事項等すり合わせ

３月定例会初日に通年議会に移行することで了承

・H22.2.18　 全員協議会（通年議会の試行について）　　　・・・資料２

　　　　　　町側要望事項説明、専決事項の指定、試行実施要綱について協議

○通年議会（試行）へ移行

・平成22年３月３日　第１回定例会（初日）より通年議会制に移行

「会期の決定」で事実上の通年化へ （会期：12月20日までの293日間）

試行関係議案を議決（即決）

・定例会条例一部改正　　　　　　　　　　　　　　・・・資料３

　（通年議会試行により、22年は年１回とする特例）

・会議規則の一部改正　　　　　　　　　　　　　　・・・資料４

（説明員が議員に対し、質疑・質問の主旨確認のための質問

許可を規定）

・町長専決事項の指定の全部改正　　　　　　　　　・・・資料５

　　　　　・議会定例会の招集時期に関する規則一部改正　　　・・・資料６

　（通年議会試行により、22年は３月とする特例）

○通年議会制導入後の状況（定例月（3.6.9.12月）以外の議会）

　　【平成２２年】

|  |
| --- |
| ・　５月第１回会議再開（5/12）・・　契約の締結、条例一部改正等・　７月第１回会議再開（7/22）・・　契約の締結、補正予算等　・１０月第１回会議再開（10/25）・・　契約の締結、補正予算等・１１月第１回会議再開（11/24）・・　条例一部改正、補正予算等 |

○通年議会制 本実施に向けて

　・平成23年からの通年議会本実施に向けた条例改正案可決

・定例会条例の全部改正　　　　　　　　　　　　　　・・・資料７

　　　　　・通年議会実施要綱　　　　　　　　　　　　　　　　・・・資料８

　　　　　・議会定例会の招集時期に関する規則全部改正　　　　・・・資料９

※　平成22年12月16日　第１回定例会12月会議閉会（会期289日間）

【平成２３年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/11）　　　町長招集により開会（会期：4月29日までの109日間：議員任期）　　　　　・・補正予算・　２月第１回会議再開（2/16）・・　契約の締結、専決処分の報告　・　３月定例月会議再開（3/3～3/17）・　４月第１回会議再開（4/6）・・　補正予算・第２回定例会５月第１回会議（5/2）・・　議長選挙等、契約の締結　町長招集により開会（会期：12月20日までの233日間）　・　６月定例月会議再開（6/1～6/20）* ９月定例月会議再開（9/1～9/26）
* １２月定例月会議再開（12/1～12/15）（会期：228日間で閉会）

※平成23年第１回定例会（会期：1/11～4/29日までの109日間）　平成23年第２回定例会（会期：5/2～12/15日までの228日間）計337日間 |

【平成２４年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/11）　　　町長招集により開会（会期：12月20日までの345日間）* ３月定例月会議再開（3/1～3/23）
* ５月第１回会議再開（5/28）
* ６月定例月会議再開（6/7～6/22）
* ９月定例月会議再開（9/6～9/27）
* １１月第１回会議再開（11/16）
* １２月定例月会議再開（12/6～12/21）

※　平成24年12月21日　第１回定例会12月会議閉会（会期346日間） |

【平成２５年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/10）　　　町長招集により開会（会期：12月25日までの350日間）　・２月第１回会議再開（2/1）・３月定例月会議再開（2/27～3/19）・４月第１回会議再開（4/19）　・５月第１回会議再開（5/1）・６月定例月会議再開（6/6～6/20）・９月定例月会議再開（9/5～9/26）・11月第１回会議再開（11/18）・12月定例月会議再開（12/5～12/20）※　平成25年12月20日　第１回定例会12月会議閉会（会期345日間） |

【平成２６年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/10）　　　町長招集により開会（会期：12月22日までの347日間）　・３月定例月会議再開（3/3～3/20）・４月第１回会議再開（4/1）・４月第２回会議再開（4/28）・６月定例月会議再開（6/5～6/20）・７月第１回会議再開（7/31）・９月定例月会議再開（9/4～9/26）・10月第１回会議再開（10/6）・12月第1回会議再開（12/4～12/19）※　平成26年12月20日　第１回定例会12月会議閉会（会期344日間） |

【平成２７年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/9）　　　町長招集により開会（会期：4月29日までの111日間）　・３月定例月会議再開（2/26～3/17）・４月第１回会議再開（4/7）※　平成27年4月29日　第１回定例会閉会（会期111日間）・第２回定例会５月第１回会議（5/1）　　町長招集により開会（会期：12月22日までの236日間）・６月定例月会議再開（6/4～6/19）・７月第１回会議再開（7/13）・９月定例月会議再開（8/27～9/16）・12月定例月会議再開（12/3～12/18）※　平成27年12月18日　第２回定例会12月会議閉会（会期233日間） |

【平成２８年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/8）　　　町長招集により開会（会期：12月22日までの350日間）　・３月定例月会議再開（2/25～3/16）・４月第１回会議再開（4/28）・６月定例月会議再開（6/2～6/17）・９月定例月会議再開（8/25～9/15）・12月定例月会議再開（12/1～12/16）※　平成28年12月16日　第１回定例会12月会議閉会（会期344日間） |

【平成２９年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/13）　　　町長招集により開会（会期：12月22日までの344日間）　・３月定例月会議再開（2/23～3/15）・４月第１回会議再開（4/12）・５月第１回会議再開（5/1）・６月定例月会議再開（6/1～6/16）・９月定例月会議再開（8/31～9/21）・12月定例月会議再開（12/7～12/21）※　平成28年12月16日　第１回定例会12月会議閉会（会期344日間） |

【平成３０年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/12）　　　町長招集により開会（会期：12月21日までの344日間）　・３月定例月会議再開（3/1～3/20）・６月定例月会議再開（5/31～6/15）　・９月定例会会議再開（8/30～9/20） |

【平成３１・令和元年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/11）　　　町長招集により開会（会期：4月29日までの109日間）　・３月定例月会議再開（2/21～3/12）・第２回定例会５月第１回会議（5/7）　　町長招集により開会（会期：12月20日までの228日間）・６月定例月会議再開（5/31～6/13）・９月定例月会議再開（8/29～9/19）・12月定例月会議再開（11/28～12/12）※　令和元年12月12日　第２回定例会12月会議閉会（会期220日間） |

【令和２年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/10）　　　町長招集により開会（会期：12月25日までの351日間）・３月定例月会議再開（2/27～3/17）・４月第１回会議再開（4/10）・５月第１回会議再開（5/1）・５月第２回会議再開（5/13）・６月定例月会議再開（5/28～6/5）・７月第１回会議再開（7/3）・７月第２回会議再開（7/29）・９月定例月会議再開（8/27～9/17）・11月第１回会議再開（11/12）・12月定例月会議再開（12/3～12/18）※　令和２年12月18日　第１回定例会12月会議閉会（会期344日間） |

【令和３年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/22）　　　町長招集により開会（会期：12月24日までの337日間）・２月第１回会議再開（2/4）・２月第２回会議再開（2/22）・３月定例月会議再開（2/25～3/17）・４月第１回会議再開（4/8）・５月第１回会議再開（5/7）・６月定例月会議再開（5/27～6/11）・７月第１回会議再開（7/30）・９月定例月会議再開（8/26～9/16）・11月第１回会議再開（11/22）・11月第２回会議再開（11/29）・12月定例月会議再開（12/2～12/17）※　令和３年12月17日　第１回定例会12月会議閉会（会期330日間） |

【令和４年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/7）　　　町長招集により開会（会期：12月23日までの351日間）・３月定例月会議再開（2/24～3/16）・４月第１回会議再開（4/28）・６月定例月会議再開（5/26～6/10）・７月第１回会議再開（7/7）・９月定例月会議再開（8/25～9/15）・10月第１回会議再開（10/31）・11月第１回会議再開（11/4）・12月定例月会議再開（12/1～12/16）※　令和４年12月16日　第１回定例会閉会（会期344日間） |

【令和５年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/6）　　　町長招集により開会（会期：4月29日までの114日間）・３月定例月会議再開（2/24～3/10）・３月第１回会議再開（3/23）・第２回定例会５月第１回会議（5/1）　　町長招集により開会（会期：12月22日までの236日間）・６月定例月会議再開（6/1～6/16）・７月第１回会議再開（7/11）・９月定例月会議再開（8/31～9/21）・12月定例月会議再開（12/7～12/21）※　令和５年12月21日　第２回定例会閉会（会期235日間） |

　【令和６年】

|  |
| --- |
| ・第１回定例会１月第１回会議（1/12）　町長招集により開会（会期：12月27日までの351日間）・２月第１回会議再開（2/2）・３月定例月会議再開（2/29～3/19）・３月第１回会議再開（3/28）・６月定例月会議再開（6/6～6/20）・８月第１回会議再開（8/8）・９月定例月会議再開（8/29～9/19）・12月定例月会議再開（12/5～12/19）※　令和６年12月19日　第１回定例会閉会（会期343日間） |

○参 考 資 料

　　資料１　　通年議会制の導入について（全員協議会説明資料）

資料２　　通年議会（試行）実施要綱

　　資料３　　定例会条例一部改正　新旧対照表

資料４　　会議規則の一部改正　新旧対照表

　　資料５　　町長専決事項の指定の全部改正　新旧対照表

　　資料６　　議会定例会の招集時期に関する規則一部改正　新旧対照表

|  |
| --- |
| 資料７　　定例会条例全部改正　新旧対照表資料８　　通年議会実施要綱資料９　　議会定例会の招集時期に関する規則全部改正　 |

　　資料１０　軽井沢町議会　改革の取り組み一覧表

※　参考資料７～９　は本実施に係わる改正

**「通年議会制」の導入について**

地方分権時代においては、地方公共団体の処理する事務の増大や責任範囲の拡大等が考えられ、これに対し議会もさらなる政策立案能力や監視機能の充実・強化が求められる。

議員と首長を直接選挙で選ぶ「二元代表制」の下では、議会と行政の関係は対等であるといわれているが、現行制度の中ではまだ首長の優位性が大きい。

ここ数年、議会改革に取り組んでいる自治体の中には、議会改革の一つとして議会の活動能力を高めるため、通年議会制の導入あるいは検討を進めている。

現在、議会の招集権は首長にあるため、首長が年４回の定例会を招集することが通例となっており、議会が主体的に議会を開く仕組みになっていない。

これに対し通年議会は、例えば、首長が年１回１月に議会を招集し、議会の議決によりその会期を１２月までの１年間と定めた場合、議会は以後、議長の権限で再開と休会を繰り返すことにより、本会議はもとより、委員会もいつでも開催でき、議会運営の柔軟性・効率性を高めることができる。

具体的には、議会活動が中断する「閉会中の期間」を無くすことにより、チェック機能のより充実強化を図るとともに、民意の反映や災害時の緊急対応などに対し、議会の主体性、機動性を高めることができる。

　なお、通年議会の実施に伴い、首長等執行機関の職員が議会対応に関わる時間が多くなること、開催数の増により議員の負担も増となること、議会がいつでも開けることにより長の専決処分が制約されることなど検討を要する事項もあるが、軽井沢町においても議会の活性化を図り、主体性、機動性を高めるため「通年議会制」の導入について検討を進めることが必要と思われる。

軽井沢町議会通年議会の試行に関する実施要綱

（定例会の開催回数と招集時期）

１　平成２２年の通年議会の定例会の回数は１回とし、３月に招集する。

（会期）

２　定例会の会期は、３月から１２月までの通年と定める。

（本会議）

３　本会議は、３月、６月、９月及び１２月（以下「定例月」という。）に再開する。ただし、議員の４分の１以上の請求があったとき、または緊急に議案等の審議が必要となったときは、その都度本会議を再開する。

（本会議開催の協議）

４　本会議において審議する期間は、町と議会が協議して決める。

（本会議の呼称）

５　定例月における本会議の呼称は、平成２２年第○回軽井沢町議会定例会

○月会議とする。

（１）同一の月内に開催される定例に再開される以外の本会議の呼称は、その月の回数を記して、平成２２年第○回軽井沢町議会定例会○月第○回会議とする。

（一般質問）

６　一般質問は、定例月に再開する本会議において行う。

（一事不再議）

７　軽井沢町議会会議規則（昭和62年議会規則第１号）第15条に規定する一事不再議は、定例月に再開する本会議の都度、事情変更の原則があったものとみなす。

（所管事務調査の通知）

８　休会中の所管事務調査の項目は、委員会の議を経た後、定例月の本会議の

審議期間中に配布する。ただし、緊急に調査の必要がある場合は、その都度通知する。

（質疑又は質問に対する確認）

９　質疑又は質問に対する説明のために出席者が答弁をするときは、議長の許可を得て、当該質疑又は質問をした議員に対してその主旨を質問することができる。

（その他）

１０　この要綱に定めるもののほか及びこの要綱を改正するときは、事前に町長と議会が協議し、合意を得た上で行うものとする。

（要綱の適用）

１１　この実施要綱は、平成２２年３月３日から適用する。

（要綱の失効）

１２　この実施要綱は、平成２２年１２月２０日まで、その効力を有する。

|  改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○軽井沢町議会定例会条例 | ○軽井沢町議会定例会条例 |
| 昭和31年10月１日条例第16号 | 昭和31年10月１日条例第16号 |
| 改正　平成22年３月３日条例第２号 |  |
|  |  |
| 軽井沢町議会の定例会は、毎年４回これを開く。 | 軽井沢町議会の定例会は、毎年４回これを開く。 |
| 附　則 | 附　則 |
| 　（施行期日） | 　　　　　　　 |
| １　この条例は、公布の日から施行する。 | 　　この条例は、公布の日から施行する。 |
| 　（平成22年における軽井沢町議会定例会の特例） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ２　軽井沢町議会の定例会は、平成22年に限り、本則中「毎年４回」とあるのは「１回」とする。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |  |

|  |
| --- |
| 軽井沢町議会定例会条例の一部を改正する条例新旧対照表 |

|  |
| --- |
| 軽井沢町議会会議規則の一部を改正する議会規則新旧対照表 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○軽井沢町議会会議規則 | ○軽井沢町議会会議規則 |
| 　　　　　昭和62年３月25日議会規則第１号 | 　　　　昭和62年３月25日議会規則第１号 |
| 改正　平成22年３月３日議会規則第１号 |  |
|  |  |
| 第１条から第62条まで　略 | 第１条から第62条まで　略 |
| （質疑又は質問に対する質問） | 　　　　　　　　　　　 |
| 第62条の２　質疑又は質問に対する説明のために出席者が答弁をするときは、議長の許可を得て、当該質疑又は質問をした議員に対してその主旨を質問することができる。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 以下　略 | 以下　略 |
|  |  |

資料４

※平成２４年１２月２６日施行の改正で、第６２条の２の規定は、削除した。

(改正理由:議会基本条例制定に伴い同一内容の条文が規定されているため)

|  |
| --- |
| 軽井沢町長の専決事項の指定についての一部を改正する議会議決新旧対照表資料５ |
|  改正後 | 改正前 |
| ○軽井沢町長の専決事項の指定について | ○軽井沢町長の専決事項の指定について |
| 平成22年３月３日議会議決 | 平成３年３月19日議会議決 |
|  |  |
| 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、軽井沢町長において専決処分することができる事項を下記のとおり指定する。 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、軽井沢町長において専決処分することができる事項を下記のとおり指定する。 |
| 記 | 記 |
| １　１件100万円以下の損害賠償及びこれに伴う和解に関すること。 | １　１件1,000,000円以下の損害賠償に関すること。 |
| ２　議決を経た契約の変更議決で500万円以内の契約額の増減、契約の相手及び契約の目的の軽微な変更に関すること。 | ２　議決を経た契約の変更議決で3,000,000円以内の契約額の増減及び契約の相手、契約の目的の軽微な変更に関すること。 |
| ３　会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ４　会計年度末における基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算の補正をすること。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ５　災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ６　日切れ扱いの法律等の改正に伴う歳入歳出予算の補正をすること。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ７　解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ８　法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、町がその条例を改正するにあたり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ９　会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 10　町が加入して組織する一部事務組合等における他の加入地方公共団体の名称の変更及び加入脱退に伴う当該一部事務組合等の規約の変更に関する関係地方公共団体の協議に関すること。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 附　則 | 　　　　　　 |
| 　この指定は、平成22年３月19日から施行する。附　則（平成25年9月26日議決）この指定は、議決の日から施行する。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○軽井沢町議会定例会の招集時期に関する規則 | ○軽井沢町議会定例会の招集時期に関する規則 |
| 昭和47年３月28日規則第１号 | 昭和47年３月28日規則第１号 |
| 改正　平成22年３月３日規則第２号 |  |
|  |  |
| 議会の定例会は、毎年３月、６月、９月及び12月に招集するのを常例とする。 | 議会の定例会は、毎年３月、６月、９月及び12月に招集するのを常例とする。 |
| 附　則 | 附　則 |
| 　（施行期日） | 　　　　　　　 |
| １　この規則は、公布の日から施行する。 | 　　この規則は、公布の日から施行する。 |
| 　（平成22年における軽井沢町議会定例会の招集時期に関する特例） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ２　議会の定例会は、平成22年に限り、本則中「毎年３月、６月、９月及び12月」とあるのは「３月」とする。 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |  |

|  |
| --- |
| 軽井沢町議会定例会の招集時期に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表 |

|  改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ○軽井沢町議会定例会条例 | ○軽井沢町議会定例会条例 |
| 昭和31年10月１日条例第16号 | 昭和31年10月１日条例第16号 |
| 改正　平成22年３月３日条例第２号 | 改正　平成22年３月３日条例第２号 |
| 　　 |   |
|  |  |
| 軽井沢町議会定例会条例（昭和31年軽井沢町条例 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 第16号）の全部を改正する。 | 　　　　　　　　　　　　 |
|  |  |
| １　地方自治法（昭和22年法律67号）第102条第２項 | 軽井沢町議会の定例会は、毎年４回これを開く。 |
| の規定による軽井沢町議会の定例会は、年１回と |  |
| する。 |  |
| ２　前項の規定にかかわらず、議員の任期満了又は | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、年２ |  |
| 回とする。 |  |
|  |  |
| 附　則 | 附　則 |
| この条例は、平成２３年１月１日から施行する。 | 　（施行期日） |
|  | １　この条例は、公布の日から施行する。 |
|  | 　（平成22年における軽井沢町議会定例会の特例） |
|  | ２　軽井沢町議会の定例会は、平成22年に限り、 |
|  | 本則中「毎年４回」とあるのは「１回」とする。 |
|  |  |

|  |
| --- |
| 軽井沢町議会定例会条例の全部を改正する条例新旧対照表 |

軽井沢町議会通年議会実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、議会の政策立案能力や町長等への監視機能の更なる充実・強化を図り、議会が主体的・機動的に活動できるよう通年議会を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（会期）

第２条　定例会の会期は、１月から12月までとする。

２　議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合の会期は、１月から議員の任期満了の月まで及び当該選挙後の議員の任期の起算日から起算して10日を経過する月から12月までとする。

３　議会の解散に伴う一般選挙があった場合の会期は、１月から議会の解散の月まで及び当該選挙後の議員の任期の起算日から起算して10日を経過する月から12月までとする

４　前３項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、会期を変更することができる。

（本会議）

第３条　本会議は、原則として３月、６月、９月及び12月（以下「定例月」という。）に再開する。ただし、議員の４分の１以上の請求があったとき、又は緊急に議案等の審議が必要となったときは、その都度本会議を再開する。

（本会議再開の協議）

第４条　本会議を再開する期日は、町長と議会が協議して定める。

（本会議の呼称）

第５条　削除

（代表質問及び一般質問）

第６条　代表質問は、定例月のうち３月において行うものとし、一般質問は、定例月において行うものとする。

（一事不再議）

第７条　一事不再議は、軽井沢町議会会議規則（昭和62年軽井沢町議会規則第１号）第15条ただし書の規定により、定例月に再開する本会議の都度、事情変更の原則があったものとみなす。

（所管事務調査の通知）

第８条　休会中の所管事務調査の項目は、委員会の議を経た後、定例月の本会議の審議期間中に配布する。ただし、緊急に調査の必要がある場合は、その都度通知する。

（議案等の提出）

第９条　議会提出の議案、意見書案、決議案等及び町長提出の議案等は、暦年ごとに一連の番号を付けるものとする。

　（議事日程の作成）

第10条　議事日程は、本会議を再開するごとに一連の番号を付けるものとする。

　（会議録）

第11条　会議録は、本会議を再開するごとに調整するものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか及びこの要綱を改正するときは、町長と議会が協議し、合意を得た上で行うものとする。

附　則

この要綱は、平成23年１月１日から施行する。

附　則（平成24年12月26日議会告示第１号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年４月19日議会告示第１号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年12月20日議会告示第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

○軽井沢町議会定例会の招集時期に関する規則

平成22年12月24日規則第20号

軽井沢町議会定例会の招集時期に関する規則

軽井沢町議会定例会の招集時期に関する規則（昭和47年軽井沢町規則第１号）の全部を改正する。

１　軽井沢町議会の定例会は、毎年１月に招集する。

２　議員の任期満了又は議会の解散に伴う一般選挙があった場合は、１月及び当該選挙後の議員の任期の起算日から起算して10日を経過する月に招集する。

３　前２項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、招集する月を変更することができる。

**附　則**

この規則は、平成23年１月１日から施行する。

【軽井沢町議会 改革の取り組み】

平成　元年　・議員の定数を減少する条例の制定（26人→22人）

　　　　　　　（平成３年４月選挙より適用）

平成　３年　・専決処分の指定（法第180条関係）

平成１０年　・地方分権・議会定数問題等研究特別委員会設置

（H10.10.2～H11.3.24）

平成１１年　・議員定数を減少する条例一部改正（22人→20人）

・情報公開条例制定（H11.9.29）

平成１３年　・会議録検索システム導入（H13.3.1）

　　　　　　・議長選挙に立候補制導入（H13.3.21）

平成１４年　・本会議・会議録ホームページ公開（H14.8.1）

　　　　　　・議員の定数に関する条例の制定（H14.12.18）

　　　　　　　（自治法改正に伴うもの。前条例廃止）

平成１５年　・質問台を対面式

　　　　　　・第１次議会改革検討特別委員会設置（H15.6.6～H16.12.14）

平成１６年　・一般質問を一問一答方式

　　　　　　・傍聴者に議案書等の資料配布

　　　　　　・第１次議会改革検討特別委員会議員任期満了

平成１７年　・議員定数問題特別委員会の設置（Ｈ17.12.8～H18.3.23）

平成１８年　・議員の定数に関する条例一部改正（20人→16人）

　　　　　　　（平成19年４月選挙より適用）

　　　　　　・議会議員の研修に関する条例制定（H18.12.21）

平成１９年　・議会運営委員会の審議結果を議員に報告（Ｈ19.5～）

平成２０年　・全員協議会を月１回開催

　　　　　　・議会報告会実施(H20.10.27～10.29)

　　　　　　　　（以後、年2回の実施とする）

　　　　　　・平成20年度町村議会表彰

平成２１年　・全員協議会を会議規則に規定（H21.3.18）

　　　　　　　　（自治法改正に伴うもの）

・第２次議会改革検討特別委員会設置（H21.6.8～H23.4.29）

　　　　　　・議会基本条例制定に向けて検討始める（H21.9.9～）

　　　 ・議会録画配信開始（Ｈ21.12.28～）

平成２２年　・通年議会の試行を実施（H22.3.3）

　　　　　　　　（会期は 3/3 ～ 12/20 までの293日間）

* 定例会条例一部改正

　　　 （通年議会試行により、22年は年１回とする特例）

* 会議規則の一部改正

（説明員が議員に対し、質疑・質問の主旨確認のための質問をすることを許可）

* 町長専決事項の指定の全部改正

・議会とまちづくりを語る会実施(H22.6.22～6.24)

　　（議会報告会の名称及び実施方法を変更）

・議会改革フォーラム開催

・議会基本条例（たたき台）パブリックコメント実施

・議会定例会条例全部改正

（定例会を年１回とする改正：23年1月1日施行）

※12月会議で通年議会の試行終了

（H22.3.3～12.16　会期：289日間）

平成２３年　・通年議会の本実施（H23.1.11）

　　　　　　　（第１回定例会会期は 1/11 ～ 4/29 までの109日間）

　　　　　　　 （第２回定例会会期は 5/ 2 ～ 12/20 までの233日間）

　　　　　　・議会基本条例の制定（H23.3.17議会議決）

　　　　　　・第２次議会改革検討特別委員会議員任期満了

　　　　　　・第３次議会改革検討特別委員会設置（H23.5.2～H25.4.19）

　　　　　　・議員への通知、連絡等を電子メールで行うことを追加

　　　　　　　（軽井沢町議会申し合わせ事項の一部改正 Ｈ23.8.9）

平成２４年　・軽井沢町議会災害時行動マニュアル策定（H24.2.16）

　　　　　　・交渉会派と交渉権との字句の統一を図る

(申し合わせ事項、会派に関する内規の一部改正H24.2.29）

・予算特別委員会設置（H24.3.1～H24.3.23）

（予算特別委員会設置要綱制定 H24.2.29）

・長期振興計画の基本構想を議決することの追加

（軽井沢町議会基本条例の一部改正 H24.6.22）

・軽井沢町議会傍聴規則の一部改正（H24.6.22）

 　（開かれた議会を目指し、傍聴を取り締まるのではなく、誰でもが気軽に傍聴できるための改正)

・軽井沢町の長期継続契約を締結することができる契約を

定める条例の一部改正（H24.9.27）

　　　　　　・地方自治法の一部改正に伴う改正等（H24.12.21）

\*軽井沢町議会会議規則の一部改正

　　　　　　　　\*軽井沢町議会委員会条例の一部改正

\*軽井沢町議会政務活動費の交付に関する条例の全部

　改正

 　　\*軽井沢町議会政務活動費の交付に関する要綱の制定

　　　　　　　　\*軽井沢町議会基本条例の一部改正

　　　　　　　　\*選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者

等に対する実費弁償支給条例の一部改正

　　　　　　　　\*軽井沢町議会通年議会実施要綱の一部部改正

平成２５年　・軽井沢町議会申し合わせ事項の一部改正（H25.3.5）

　　　　　　　(前期委員の任期満了の日を４月３０日と明確にした)

　　　　　　・軽井沢町議会議長及び副議長選出方法に関する内規の

一部改正（H25.3.5）

(予備選挙の進行は、議会事務局長が行うものとした)

　　　　　　・軽井沢町議会事務処理規定の一部改正（H25.4.1）

　　　　　　　(局長補佐の追加)

　　　　　　・軽井沢町議会会派に関する内規の一部改正（H25.4.19）

　　　　　　　(交渉会派の異動、解散の手続きを規定)

　　　　　　・軽井沢町議会通年議会実施要綱の一部部改正

　　　　　　　（H25.4.19）(第4条の条文見直し)

　　　　　　・軽井沢町議会会議規則の一部改正（H25.4.19）

　　　　　　　(休会中の議員の派遣の取り扱いについて規定)

　　　　　　・第３次議会改革検討特別委員会の解散

(H23.5.2～H25.4.19)

　　　　　　・第４次議会改革検討特別委員会の設置

(H25.5.1～H27.3.17)

　　　　　　・軽井沢町長の専決事項の指定についての一部改正

（H25.9.26）(第1条の条文見直し)

　　　　　　・予算常任委員会実施要綱の制定（H25.12.20）

　　　　　　・決算特別委員会設置要綱の制定（H25.12.20）

　　　　　　・議会委員会条例の一部改正（H25.12.27）

　　　　　　　（予算常任委員会・広報広聴常任委員会の設置について規定）

平成２６年　・予算常任委員会・広報広聴常任委員会の設置(H26.4.1)

平成２７年　・軽井沢町議会委員会条例の一部改正(H27.4.1)

　　　　　　（広報広聴常任委員会委員の定数の増と、地方教育行政

　　　　　　　の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う改正）

・軽井沢町議会基本条例の一部を改正(H27.4.1)

（広報広聴常任委員会の広聴部門の充実、議会活動及び議員活動ができなくなった場合の報酬の減額について規定）

・軽井沢町議会会議規則の一部改正(H27.4.1)

・軽井沢町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部改正(H27.4.1)

・議会活性化特別委員会の設置(H27.5.1)

・軽井沢町議会申し合わせ事項の一部改正（H27.5.21）

(クールビズ期間の変更)

平成２８年　・軽井沢町議会議員の海外行政視察参加基準に関する内規の一部改正(H28.4.1)

　　　　　　　（海外視察地の選定方法の変更について規程）

　　　　　　・軽井沢町議会報告会開催要領の一部改正(H28.4.1)

（より機能的・柔軟的に報告会を開催するための改正）

平成２９年　・軽井沢町議会「議会だより軽井沢」モニター設置要綱の制定(H29.4.1)

（「議会だより軽井沢」の編集に当たって、町民の意見を　反映させるための制定）

平成２９年　・軽井沢町議会委員会条例の一部改正

(軽井沢町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する改正についてはH29.4.1、予算決算常任委員会の設置に関する改正はH29.5.1)

・軽井沢町議会予算決算常任委員会実施要綱の制定(H29.5.1)

　・軽井沢町議会委員会の運営に関する要綱の一部改正(H29.5.1)

　・軽井沢町議会申し合わせ事項の一部改正(H29.5.1)

（連動した予算・決算の審査を同一の委員会で審査し、施策に対するさらなる監視機能の向上、評価機能の向上を図るべく予算決算常任委員会を設置するための制定及び改正）